

ゲノム医療推進法を踏まえた 文部科学省の対応について

令和6年6月19日
文部科学省

1. ゲノム医療の研究開発の推進（第9条関係）

ゲノム研究の基盤となる大規模バイオバンクの構築・高度化、国内主要バイオバンクのネットワーク化によるバイオバンク横断検索システムの整備、世界動向を踏まえた先端ゲノム研究開発等を実施。

あわせて、バイオバンクの利活用を促進し、革新的な創薬等につなげるため、バイオバンクの社会実装モデルとなる研究を推進。【別添参照】

2. 教育及び啓発の推進等（第18条関係）

ゲノム医療及びゲノム医療をめぐる基礎的事項についての理解と関心を深めることができるよう、厚生労働省と連携し、学校の児童生徒や国民に分かりやすく伝える資料の作成・周知を行うことを検討。

3. 人材の確保等（第19条関係）

ゲノム情報を活用した研究への支援等を通じ、ゲノム医療に関する研究開発を担う人材の育成・確保を図っている。

また、医師養成課程における教育内容として、「医学教育モデル・コア・カリキュラム」にゲノム医療について記載している。

參考資料

ゲノム医療実現バイオバンク利活用プログラム(B-cure)

(Biobank - Construction and Utilization biobank for genomic medicine REalization)

令和6年度予算額 43億円
 (前年度予算額 43億円)



文部科学省

令和5年度補正予算額 6億円

現状・課題

- 健康・医療戦略（令和2年3月閣議決定）に基づき、ゲノム研究の基盤となる大規模バイオバンクの構築・高度化、国内主要バイオバンクのネットワーク化によるバイオバンク横断検索システムの整備、世界動向を踏まえた先端ゲノム研究開発等を実施。
- 「経済財政運営と改革の基本方針2023」、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023」（令和5年6月閣議決定）等において、「**ゲノム創薬をはじめとする次世代創薬の推進**」が掲げられており、ゲノムのバイオバンク等が中心となり、異分野の研究者や医療機関、企業等と連携して創薬成功率の向上を図るとされている。
- バイオバンクの利活用を促進し、革新的な創薬等につなげるため、**バイオバンク自らが企業等と幅広く連携し、医療・創薬・ヘルスケアなどの社会実装のモデルとなる研究を実施**することが重要。

事業内容

事業実施期間

令和3年度～令和7年度

- ①東北メディカル・メガバンク計画 22億円(22億円)
- ②ゲノム研究バイオバンク 5億円(4億円)
- ③ゲノム医療実現推進プラットフォーム 14億円(14億円)
 - ・先端ゲノム研究開発(GRIFIN)
 - ・ゲノム研究プラットフォーム利活用システム
- ④次世代医療基盤を支えるゲノム・オミックス解析 2億円(2億円)

公募型研究推進事業

先端ゲノム研究開発の推進によるゲノム研究者の裾野拡大



事業名：
 ゲノム医療実現推進プラットフォーム
 先端ゲノム研究開発(GRIFIN)

バイオバンクの持続的運営と、フラッグシップ研究による利活用モデルの創出

一般住民バイオバンク推進事業

事業名：東北メディカル・メガバンク計画



東北メディカル・メガバンク

世界的にも貴重な家系情報を含む一般住民15万人の試料・健康情報を保有

疾患バイオバンク推進事業

事業名：ゲノム研究バイオバンク



バイオバンク・ジャパン

27万人、44万症例、51疾患の試料・臨床情報を保有

研究機能強化・連携体制強化

研究機能強化・連携体制強化

バイオバンクの試料・情報を活用した**疾患の発症・病態進行メカニズムの解明**や**創薬等の研究**を進め、医療・創薬・ヘルスケアなどの社会実装のモデルを創出

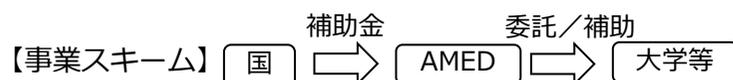


全国の他のバイオバンクや、臨床医、異分野の研究者、民間企業等と幅広く連携



ゲノム研究プラットフォーム構築事業

事業名：ゲノム医療実現推進プラットフォーム
 ゲノム研究プラットフォーム利活用システム



(担当：研究振興局ライフサイエンス課)